

建築基準法の一部改正に伴う記載の補正について

●概要

都市緑地法等が一部改正され、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、都市計画法及び建築基準法においては、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める田園住居地域が創設されました。（平成 29 年 5 月 12 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）

建築基準法の一部改正により、建築基準法別表第 2 各項に規定される用途地域内の建築物の制限の構成が変わりました。

これに伴い、地区計画（地区整備計画「建築物等の用途の制限」）において、建築基準法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合を図るため、地区計画の記載を補正します。

●建築基準法の一部改正による法別表第 2 の項ずれ（概要）

項	変更後	項	変更前
い	第一種低層住居専用地域内	い	第一種低層住居専用地域内
ろ	第二種低層住居専用地域内	ろ	第二種低層住居専用地域内
は	第一種中高層住居専用地域内	は	第一種中高層住居専用地域内
に	第二種中高層住居専用地域内	に	第二種中高層住居専用地域内
ほ	第一種住居地域内	ほ	第一種住居地域内
へ	第二種住居地域内	へ	第二種住居地域内
と	準住居地域内	と	準住居地域内
ち	田園住居地域内 追加	ち	近隣商業地域内
り	近隣商業地域内	り	商業地域内
ぬ	商業地域内	ぬ	準工業地域内
る	準工業地域内	る	工業地域内
を	工業地域内	を	工業専用地域内
わ	工業専用地域内	わ	用途地域の指定のない区域内
か	用途地域の指定のない区域内		

項
ず
れ

●補正内容

建築物等の用途の制限	
補正後	補正前
法別表第二(り)項第二号及び第三号	法別表第二(ち)項第二号及び第三号